

# 川村裕事務所便り

連絡先：〒260 - 0033  
千葉市中央区春日 2-21-10-701  
電話：043-306-2856 FAX：043-306-2857  
e-mail：hiro@kawamura-sr.com



## 妊娠中の女性労働者から新型コロナウイルス感染リスク対策を求められたら？

### 妊娠中の女性が新型コロナウイルスに感染すると？

新型コロナウイルスのワクチンは現在のところ開発されておらず、治療薬レムデシビルは、厚生労働省が発出した通達で妊婦に使用しないよう要請されています。また、アピガン®錠の患者向け資料では「妊娠中に服用することで胎児の奇形や流産・死産を起こす可能性があります」と、注意を促しています。

つまり、妊娠中の女性が感染した場合、他の人よりも治療方法が限定されてしまう可能性が高いことがわかります。

### 妊娠中の女性労働者の本音は？

株式会社ベビーカレンダーが4月下旬に公表した妊娠中の女性労働者へのアンケート結果では、約4人に1人が通常どおり出勤していて、在宅勤務中や自宅待機（休業）中と答えた人たちより多くなっています。

出勤している理由は、「在宅勤務や時差出勤をしたいが、会社で認められていないため（在宅勤務が困難な職種も含む）」が41.1%、「休業または退職したいが、金銭面が不安なため」「休業または退職は考えておらず、産休まで仕事を続けたいため」が同率34.3%でした。

### 5月7日より女性労働者が申し出た場合の措置が義務とされています

厚生労働省では、指針を改正し、医師等が作成した母性健康管理指導事項連絡カードを、女性労働者が事業主に提出した場合、必要な措置を講じるよう義務付けています。

令和3年1月31日までの時限措置ですが、措置を講じない場合は企業名公表等の罰則が適用されます。

### 母性健康管理指導事項連絡カードとは？

妊娠初期から産後の回復期までの体調に応じて、休業（入院加療、自宅療養）、勤務時間の短縮、負担の大きい作業・長時間の立作

業・同一姿勢を強制される作業の制限または勤務時間の短縮等の措置を、どの程度の期間講じる必要があるか、医師等が指導内容を記載するもので、診断書の代わりとなるものです。

### 対応にあたっては専門家に相談しましょう

カードを提出されたが具体的などうすればよいかわからないという場合、産業医や社会保険労務士等の専門家に相談することが有用と考えられます。提出を受けた場合には、個人情報取り扱い等も含めて相談するとよいでしょう。

## 多発シーズン到来！今年は特に「熱中症」への注意が必要です！

### 新型コロナウイルス対策と熱中症

消防庁によると、昨年5月から9月に熱中症で病院に搬送された人の数は、全国で71,317人。熱中症の多発シーズンが到来しました。備えはできていますか？

特に今年は、全国的に気温が高くなることを見込まれる中、新型コロナウイルス対

策に関連して、注意が必要です。具体的には、マスクを着けていると体内に熱がこもりやすく、またのどの渇きも感じにくくなるため、知らないうちに脱水が進む、外出自粛で暑熱馴化（体の機能が暑さに慣れて、汗をかいて体温を下げるなどの対処ができること）ができていない、といったことにより熱中症リスクが高まっています。

### 在宅勤務時の注意点

東京都内の企業のテレワーク導入率が62.7%となるなど、在宅で勤務する人も増えています。社屋や屋外での熱中症対策に取り組む企業は多いですが、実は熱中症の発症場所で一番多いのは「住宅」のため（2019年は熱中症搬送者の38.6%）、注意を要します。

医療や福祉の専門家でつくる「教えて！『かくれ脱水』委員会」では、コロナ対策も踏まえて、熱中症予防のため、次の対策をとることを提言しています。

適切な水分補給と、必要に応じて水分や塩分の補給ができる準備をする。マスクをしているとのどの渇きに気づきにくくなるため、例年以上に、意識し

て水分補給をすることが大切。

人混みを避けた散歩や室内での軽い運動で、涼しいうちに汗をかく練習をし、暑さに体を慣れさせ、体温調整が機能するようにしておく。

暑さ指数（WBGT）をチェックし、その日の行動方針にする。

在宅勤務者に対してこのような情報を提供し、対策を意識づけていくことが必要です。

### 熱中症対策は新型コロナウイルス対策にもつながる

同委員会では、新型コロナウイルスへの対応でキャパシティを超えつつある医療機関に例年どおりの数の熱中症患者が搬送されたら、医療が機能しなくなるリスクがあると指摘しています。新型コロナウイルス対策の一環としても、今年には特に熱中症対策の徹底を心がけましょう。

## 6月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1日 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]  
特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日  
個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]  
健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]  
健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]  
労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]  
外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回  
健康診断個人票 [事業場]

当事務所よりひと言